

平成24年1月27日
環境局資源循環部産業廃棄物指導課
電話 245-5681
内線 6472

千葉市政担当記者 様

緑区平川町における産業廃棄物不法投棄等残存事案に対する行政代執行の着手
について

千葉市は、下記のとおり、緑区平川町1020番1の敷地にたい積された産業廃棄物を行政代執行により支障除去を行うこととしましたので、お知らせします。

本事案については、不適正処理を行ったもの（以下、「行為者」という。）に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）の規定に基づき、措置命令を発してきたところですが、履行されることなく現在に至っており、生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあることから、法に基づき支障除去を行う必要があると判断し、本市で初めての代執行を行うことと致しました。

なお、当該行為者及び不適正処理が認められる排出事業者に対し責任追及を行い、当該支障除去に要した費用の低減を図ります。

1 行政代執行の対象となる行為

（1）行為地

株式会社 千葉福祉建設公社 旧産業廃棄物中間処分場

千葉市緑区平川町1020番1 ※案内図が必要な場合は報道室へご連絡ください。

（2）行為者

法 人 名 株式会社 千葉福祉建設公社

実 質 行 為 者 神崎 正行（平成20年3月事故により死亡）

現代表取締役 神崎 桂一、他2名

（3）行為の内容

行為者は、産業廃棄物を受け入れ適正に処理することなく当該地に産業廃棄物を約54,000立方メートル放置したため、著しく急勾配にてたい積された産業廃棄物により、崩落の危険性及び有害ガスの発生等、生活環境保全上の支障が生じるおそれが認められる。

2 行政代執行の根拠となる法令

法第19条の8第1項

3 行政代執行の内容

（1）実施予定期間

平成24年1月31日（火曜日）から同年10月31日（水曜日）まで

(2) 実施内容

当該地に放置されている産業廃棄物について、行政代執行により約13,000立方メートルを搬出・処理し、有害ガス対策及び整形・覆土等を実施する。

(3) 執行初日（1月31日）の予定

午前10時00分 行政代執行責任者による代執行宣言(千葉市長)

侵入防護柵の設置及び立入禁止看板設置等

午前11時30分 当日の作業終了

(4) 今後の作業予定

2月上旬から 仮設事務所設置、環境測定等

2月中旬から 廃棄物選別機設置のための場内整備

3月下旬から 廃棄物選別機設置

4月上旬から 廃棄物搬出処理作業

6月下旬から 廃棄物の整形・覆土

10月下旬 支障除去終了

(5) 事業費

約483,250千円（予定）

4 行為者に対する措置命令（法第19条の5第1項の規定による）

(1) 命令発令日

平成22年9月30日付(株)千葉福祉建設公社及び現代表取締役神崎桂一他2名に対し発令。

(2) 命令の内容

当該地に放置された産業廃棄物を適法に処理し平成23年4月30日までに全量撤去すること。

5 その他

代執行事業費は、当初予算として5億7,750万円を計上していたが、本市から排出事業者に対する要請に対し、平成24年1月現在63社約10,400m³の自主撤去による廃棄物の減量が図られたことから、4億8,325万円まで減額となった。

代執行に要した費用は、行為者及び排出事業者に対し今後も求償していくが、当面の資金手当てとして(財)産業廃棄物処理事業振興財団から所要経費の4分の3相当である3億6,243万円について、現状回復支援金として交付される予定であり、残りの1億2,082万円を市が負担することとなる。

	事業費	備考
23年度当初予算額	5億7,750万円	
自主撤去による事業費削減額	▲9,425万円	63社 約10,400m ³
代執行による総事業費	4億8,325万円	支援金 3億6,243万円
		市負担 1億2,082万円